

(様式第1号)

■ 会議録 □ 会議要旨

会議の名称	第43回 芦屋市入札監視委員会
日時	令和3年11月24日(水) 15:00~17:00
場所	南館4階 会議室2
出席者	委員長 松山 治幸 委員 坂本 幸子 委員 西村 久美子 事務局 佐藤副市長 川原総務部長 白井契約検査課長 鹿嶋建築課長 岡本道路・公園課長 三柴主幹(道路・公園工事担当課長) 足立街路樹課長 平野水道管理課長 藤本水道工務課長 契約検査課職員
事務局	総務部契約検査課
会議の公開	<input type="checkbox"/> 公開 <input checked="" type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <非公開・一部公開とした場合の理由> 芦屋市入札監視委員会規則第5条第5項
傍聴者数	—

1 会議次第

- (1) 入札・契約手続の運用状況等の報告(令和3年度上半期執行分)
- (2) 抽出案件
- (3) 競争入札にかかる指名停止等の措置基準適用状況報告(令和3年度上半期執行分)
- (4) 随意契約サンプリング調査結果報告(令和3年度第1四半期・第2四半期調査分)
- (5) その他

2 提出資料

- 資料(1) ア 入札状況及び随意契約内容一覧表 令和2年度下半期
(令和2年10月1日~令和3年3月31日)
イ 入札状況及び随意契約内容一覧表 令和3年度上半期
(令和3年4月1日~令和3年9月30日)
ウ 不調・不落発生件数
エ 不調・不落発生件数(工種別)
オ 公共工事入札状況(予定価格段階別一覧表)
カ 公共工事入札状況(参加業者・落札業者区分別一覧表)
- 資料(2) 抽出案件①~⑤関係書類(写し)
- 資料(3) 競争入札に係る指名停止等の措置基準適用一覧表(令和3年度上半期分)
- 資料(4) 随意契約サンプリング調査結果報告(令和3年度 第1・2四半期)

第43回芦屋市 監視委員会議事概要

(1) 入札・契約手続の運用状況等の報告（令和3年度上半期執行分）

(質疑・意見) 入札状況の説明の中で他市の運用状況を参考にしつつとの話があったが、市内業者・市外業者の取扱いについてですか。

(事務局) 市内業者・市外業者の取扱いも含めどのような入札不調対策を行っているか等を参考にしたいと考えています。

(質疑・意見) 他市というのは、人口規模や広さ、年間の工事件数が同程度の市を参考にするとのことですか。

(事務局) これまでもですが、まずは阪神間の運用状況を参考にします。そのうえで、類似団体の取り組みも参考にできればと考えています。

(質疑・意見) 平成30年度をピークに工事件数が減少している理由は何ですか。

(事務局) 本市の場合は、平成30年度、令和元年度に主に建築工事ですが、学校園の大規模改修が重なりましたので、増加していました。それが一段落したのが要因の一つです。

(質疑・意見) 他市の状況も参考にされるとのことだが、阪神間の各市でも人口や規模も芦屋市とは異なる中で、近隣市を参考にする理由はありますか。

(事務局) 同じ圏域にあって、取り巻く経済状況も類似しているという点で近隣市を参考にしています。ご指摘のとおり、本市の規模からすると、市内業者の数が多くないという状況は近隣市と異なる点として認識しています。規模が類似する団体との比較という視点でも今後、点検していきたいと考えています。

(質疑・意見) 入札状況の話の中で、全体として落札率が下がり、競争性が高まっているとの考察であったがその点をもう一度説明願えますか。

(事務局) 事務量は増加していますが、入札不調対策として基準よりも指名業者数を増やして入札に付すことが多くなっていることが挙げられます。例えば、これまで5者指名して1者しか参加がなかったところ、10者指名することで2者応札があれば、競争性が働くこととなります。

(質疑・意見) 入札中止については以前からもあるが、急ぐ工事についてはどうしていますか。

(事務局) 原則として一度入札中止になった案件は再度、入札に付すこととしています。再度の入札も中止となった場合は、8号随意契約を検討することとしています。例えば、2回目の入札で1者のみの入札で中止となった場合は、その1者と協議を行います。

(質疑・意見) それであっても数か月の遅れは出ますが、大丈夫なのですか。

(事務局) 入札中止となってしまった場合は遅れることも否めません。近年、不調が多発している状況も踏まえ、事業課には出来るだけ早めに発注するようお願いしています。

(質疑・意見) 例えば、今回の抽出案件である「芦屋市所有遊具・休憩施設等安全点検業務委託」は22者指名して落札決定となっていますが、その1回目となる「芦屋市所有遊具等安全点検業務委託」では7者で入札中止となっています。この1回目の入札の指名業

者は市内業者のみですか。

(事務局) 本案件では1回目の入札から市外業者も含まれています。

(質疑・意見) 入札中止がもっと減っていくといいですね。努力はされており減少の傾向もみられます。

(質疑・意見) 入札中止となっている業種・分野の分析はされていますか。

(事務局) 1つは少額案件, もう1つは人件費が大半を占める業務については入札不調となる傾向が高まっています。近年は人手不足を理由として辞退されることが多いです。

(質疑・意見) 人手不足というのは, 時期がずればできるということなのか, そもそもその業務は対応ができないというものなのか, どちらですか。

(事務局) 辞退理由の中には業務対応不可というものもありますが, ほとんどが人手不足ということでお聞きしています。工事・業務が重複していることによる人手不足も含まれておりますので, その中には時期をずらせばできるという事業者もいらっしゃると思います。

(質疑・意見) 市内業者のみの入札であっても落札率が高止まりしている傾向があるわけではないですね。

(事務局) 市外業者が含まれる場合と比較しても, そのような傾向ではないと認識しています。

(2) ①芦屋市立山手中学校グラウンド改修工事

(質疑・意見) グラウンドの改修というのは何年かに1度行うものですか。

(事務局) 山手中学校については, 令和2年度まで建替工事を実施してまして, 本案件が最終段階としてグラウンドの整備を行うものです。通常, 学校のグラウンド整備は建替をしてから30年後に大規模改修と併せて実施することになります。頻繁に発注するものではありません。

(質疑・意見) 最低制限価格の算出は難しいものですか。

(事務局) 予定価格を事前公表しており, 算定式も公表していますので, 一定の推測は可能かと思いますが, 内訳の積算も一致しないと導き出せないと考えます。

(質疑・意見) 応札した事業者の入札金額を見ると2つの価格帯に分かれています。この理由はどうのように考えますか。

(事務局) 最低制限価格に近い事業者については, 事前公表している予定価格と算定式も踏まえ金額を算出されたものと考えますが, その内訳となる工事費や諸経費の相違によって, 結果, 最低制限価格を下回るようになったと思われます。

(質疑・意見) 最低制限価格未満の事業者は最低制限価格を狙って無効になってしまったということですか。

(事務局) おそらくですが受注意欲は非常に高かったと考えます。

(質疑・意見) 芦屋市は, 低入札価格調査制度は導入しているのですか。

(事務局) 本市では導入していません。

(質疑・意見) 制度の導入は検討しないのですか。

(事務局) 検討し得る制度の1つではありますが、導入事例を見ますと、高額案件での運用となっており、本市では高額案件が多くはないこともあって、具体的な制度導入の検討には至っていない状況です。

(質疑・意見) 今回の令和3年度上半期の入札結果を見ると、工事については、最低制限価格に近い落札金額の案件が多く、競争性が働いている状況だと推察しました。そのため審議対象案件の抽出には頭を悩ませました。

(質疑・意見) 9社申請中、4社辞退となっているが辞退理由は何ですか。

(事務局) 4社中3社は採算が合わないということですが、一方、最低制限価格未満の事業者も3社あることから、採算の合わない工事ではないと思われませんが、辞退理由の分析は難しいと感じています。

(質疑・意見) 令和3年度上半期の入札結果の中には最低制限価格と同額のものもあるが、グラウンド改修工事は最低制限価格を算出しにくいものなののでしょうか。

(事務局) 本案件は、内容は土木工事で工種は多くないのですが、学校施設のグラウンドということで、積算上の経費は建築工事の基準を採用しています。そのため、土木業者の中には内訳の経費率が読み切れなかった事業者もいたのではないかと推察します。

(2) ②八十塚橋外4橋修繕詳細設計業務委託

(質疑・意見) 本案件は、令和3年度4月からの測量・建設コンサルタント等への最低制限価格導入がなければ、最低制限価格未満での無効の事業者の中で最低金額を応札した事業者が落札となっていたということですか。

(事務局) おっしゃるとおりです。

(質疑・意見) 本案件についても応札した事業者が2つの価格帯に分かれているように見えるが何故ですか。

(事務局) 一方は予定価格、もう一方は最低制限価格あたりとなっていますので、受注意欲の高い事業者が積算したところ、わずかですが最低制限価格未満となり無効となってしまったものと考えます。

(質疑・意見) 受注意欲を活かせないというのは勿体ない気もします。

(事務局) 最低価格の事業者を落札者とできれば費用を抑えられることにはなりますが、ダンピング受注の防止、品質確保を図るという、品確法の趣旨の中で最低制限価格を設定しておりますので、一定の線引きはやむを得ないものと考えています。

(質疑・意見) 測量・建設コンサルタント等についても最低制限価格の算出は容易なのですか。

(事務局) 容易とは考えていませんが、工事と同様、予定価格を事前公表し、最低制限価格の算定式を公表していますので、内訳の積算に相違がなければ導き出せることにはなります。

(質疑・意見) 本案件の対象の5つの橋は距離的に離れているのですか。

(事務局) 場所は離れています。

(質疑・意見) 次年度以降も長寿命化対策として経過年数等を見ながら発注していくのですか。

(事務局) 点検結果として、21橋は対応が必要と判断していますので、優先順位をつけて順次、設計と工事をしていくところです。

(質疑・意見) その後も橋梁の設計・工事は続くのですか。

(事務局) 令和4、5年度に市内の85橋全部を再度点検し、対応が必要であれば設計・工事は続いていくことになります。

(質疑・意見) 5つを同時に発注する方が良いのですか。

(事務局) おっしゃるとおりです。個々には小さな橋ですので少額になってしまいます。また、今回は様々なタイプの橋なのですが、劣化の進行具合は同程度で補修箇所も似通ってくることから、設計の考え方を統一しておくため、併せて発注することとしました。

(質疑・意見) 本案件の履行期限はいつですか。業務の状況は問題ないですか。

(事務局) 令和4年の2月25日までの期限となっており、問題なく進捗しています。

(2) ③ 芦屋浜西地区公園・街路剪定除草業務委託

(質疑・意見) 本案件は市内業者のみの入札ですか。

(事務局) 市内業者のみの入札です。

(質疑・意見) 西地区が特に大変といった状況はあるのですか。

(事務局) 地区毎にいろいろな事情はあり、公園管理者と調整しながらにはなりますが、どの地区が特別に大変といった状況はありません。ただし、本案件の西地区は埋立地ですので緑が多い地区ではあります。

(質疑・意見) 業務の時期は決まっているのでしょうか。

(事務局) はい。5、6月と10、11月に草が生えてくる時期がありますので、それに合わせた発注となります。

(質疑・意見) 複数の地区を1つの事業者が受注することは可能なのですか。

(事務局) 草が生えてくる時期に発注しますので同時期でなければならず、作業量も多いため、6分割としています。2地区を受注して作業するのは困難と考えています。

(質疑・意見) 本案件は予定価格が非公表で、最低制限価格の算定式も非公表ですか。

(事務局) 本案件は業務委託ですので、予定価格が非公表で、最低制限価格については設定しないものとしています。

(質疑・意見) 予定価格は非公表だけれども、仕様書は提示していますよね。

(事務局) 仕様書は提示しており、予定価格は非公表ですが、積算基準に基づいて設計した金額となります。

(質疑・意見) 予定価格が非公表ということは、開札後も公表はしないのですか。

(事務局) おっしゃるとおりです。

(質疑・意見) 毎回同じ事業者が受注しているのが気になる部分ではあります。

(事務局) 結果的には同じ事業者が受注していますが、前回請負業者は地元との調整やその地域の緑のあり方をよくご存知でノウハウもあるため受注意欲が高いのだと考えます。本市としては、価格の面では、競争性が働き、前回請負業者よりも低い金額で応札してくる事業者が出てくることを期待しているところではあります。

(質疑・意見) 入札結果を見るとあまり競っているようには見えません。

(事務局) 他の事業者はその地区のノウハウが少なく受注意欲があまり起こらないため、遠慮しているような状況になっているのかもしれませんが。

(質疑・意見) 事業者はどこが事業者が指名されているのかはわからないのですよね。

(事務局) それはわかりません。

(質疑・意見) 芦屋市の除草剪定業務は他市と比較して力を入れているのですか。

(事務局) 市民の方も街を綺麗にという意識は高く、市としても市民の方と同じ方向で進めてきているところです。本市は景観施策に非常に力を入れており、緑もその1つとして重要な要素であると認識しています。

(質疑・意見) 力を入れるというのは作業回数を増やしているのですか。

(事務局) 回数もそうですが、樹形を意識して、剪定の仕方も丁寧に行われているという評価もいただいています。

(質疑・意見) 評価というのは他市と比較してという意味ですか。

(事務局) 本市では他市と異なり、除草剪定業務の仕様書には必ず街路樹剪定士の資格を求めています。そのため、街路樹の通りを見た際に、周囲と調和して綺麗に見えるように工夫されています。

(質疑・意見) 同じ事業者が受注している状況はいかがなものかと感じます。他市で緑や景観を大事にしている市はどういった工夫をしているかという研究が必要ですね。

(事務局) そういった工夫の部分については研究していきたいと思います。

(質疑・意見) 他市では剪定しない部分も広げてやっているということもあるのですか。

(事務局) 他市では剪定しない部分もやっているということではなく、本市は他市よりも緑の意見が多いと言えると思います。国への予算要望で街路樹・公園樹にかかる予算要望を挙げているのは全国でも少ないと思います。今後の更新計画を用いて樹種毎の樹形や樹木の間隔をSDGsの考え方に基づいて持続的なものとし、同時にかかる経費も圧縮することを進めていっています。先んじているという自負はありますが、全体のご理解をいただくにはもう少し時間を要すると考えています。

(質疑・意見) 行政がそのように進めていっているということについては住民の方に説明はできているのですか。

(事務局) それはさせていただいています。ただし、いつ何時何が起こるかという今回のコロナ

のような現象があった場合、未来を見通す計画にどれほどの税金を使うか、現在の困っている状況にどれほどの税金を使うかといったせめぎ合いが突如としてやってきますので、その調和を取りながら進めていく必要があります。

(2) ④芦屋市所有遊具・休憩施設等安全点検業務委託

(質疑・意見) 点検は毎年で、学校園や保育所も全て含むのですか。

(事務局) おっしゃるとおりです。

(質疑・意見) 点検するのは簡単な部分もあれば難しい部分もあるのではないですか。

(事務局) 専門の資格が必要ですので、資格を有する事業者を指名しています。

(質疑・意見) 毎年発注する案件ということですが、これまで応札してくれる事業者は少なかったですか。

(事務局) 辞退される事業者はありますが、これまで入札不調となったことはありませんでした。

(質疑・意見) 本案件の辞退理由は何ですか。

(事務局) 主な辞退理由は、7社が人手不足・業務多忙のため、2社が業務対応不可とのことでした。なお、中止となった1回目の入札での辞退理由は、1社が人手不足、1社が採算が合わない、それと2社は履行期間内での完了が困難とのことでしたので、2回目となる本案件では履行期間を延長して発注をしています。

(質疑・意見) これまでの入札と比較するとどうですか。落札率や請負業者はどうなっていますか。

(事務局) 結果として同じ事業者が応札される傾向はありますが、落札率や請負業者については固定化しているということではありません。

(2) ⑤奥山浄水場1号ろ過池補砂工事

(質疑・意見) どれくらいの頻度で実施しているものなのですか。珍しい工事ですか。

(事務局) 現在稼働しているのが、4池中3池でして、毎年1池の補砂工事を行い、3池でローテーションしています。毎年行うものなので珍しいものではございません。

(質疑・意見) 本案件の工事は他市でも実施しているものなのですか。

(事務局) 本市のろ過池は緩速ろ過の方式となっておりまして、他市でも多く見られる方式になります。本方式の場合は必ず補砂工事を行うことになります。

(質疑・意見) 8社指名して全社応札されているものの、入札金額を見ると最低制限価格に近い金額の事業者はありますが、手間のかかる工事なのでしょうか。

(事務局) 稼働している3池のうち工事期間中は2池の運転で対応することになりますので、40から50日程度の少し厳しい工期としています。その点が入札金額にも影響しているのかもしれませんが。

(質疑・意見) 過去の落札率はどのようなのでしょうか。

(事務局) 過去5年間の落札率を確認しましたが、平均で92.63%となっており、本案件はわずかですがそれを下回る結果となっています。

(3) 競争入札にかかる指名停止等の措置基準適用状況報告(令和3年度上半期執行分)

(質疑・意見) 学校園での工事案件ということで、子供たちの教育環境にも関わらないかと思うのですが、その後は契約の相手方を決定することができたのですか。

(事務局) 再度の入札を実施しましたが、相手方の決定には至っていない状況です。

(質疑・意見) 急がなくても問題のない工事なのですか。教育環境に支障は出ていないですか。

(事務局) 現時点で支障は生じていませんが、当初は今年度中に工事を終える予定として進めていたものですので、早急な対応が必要と認識しています。

(4) 随意契約サンプリング調査結果報告(令和3年度第1四半期・第2四半期調査分)

(質疑・意見) 毎回報告いただいているものですが、調査は大変ですか。

(事務局) 相当数の報告件数の中から調査対象課を決め、また限られた時間、人員で調査を行っていますので、手間がかかるものではありません。

(質疑・意見) 第一四半期であれば140件の対象のうち8件を選んでいますが、それ以外の132件についても確認しているのですか。

(事務局) 調査対象課を決める過程で報告のあった案件の1つ1つを確認しており、その中からサンプリング調査の対象として抽出しています。

以 上